

## 第2回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	令和3年5月10日(月)午後1時30分			
開催場所	湯梨浜町役場 講堂			
出席委員(11名)	1番 山下 和子 委員		3番 横川 力 委員	4番 山上 真治 委員
	5番 長谷川誠一 委員	6番 谷岡 貞幸 委員	7番 山本美代子 委員	8番 土海 政信 委員
	9番 清水 武敏 委員	10番 尾川 寛信 委員	11番 山田 隆雄 委員	12番 下田 健一 委員
欠席委員(1名)	2番 蔵本 孝広 委員			
推進委員(8名)	13番 徳岡 正裕 推進委員	14番 河井 勝重 推進委員	15番 山下 昇 推進委員	16番 井坂 正昭 推進委員
	17番 山本 正義 推進委員	18番 岡本 章 推進委員	19番 中村 博 推進委員	20番 倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 中村 武史			
提案議案	第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第7号議案 非農地の現況証明について 第8号議案 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項	第1号 賃貸借の解約等の通知について 第2号 水田の畑地変換届について 第3号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
<p>1 開会</p> <p>2 議事録署名委員の指名</p> <p>3 報告事項 第1号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>事務局</p> <p>会長 (議長)</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>ただ今より、令和3年度第2回農業委員会の定例総会を開催します。</p> <p>本日の出席者報告を致します。農業委員の現員数12人に対して、ただ今の出席委員は、11人です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、出席委員が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告します。ちなみに定足数は過半数でございます。</p> <p>それでは、開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。お願い致します。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>進行致します。湯梨浜町農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長を務めさせて頂きます。本日の議事日程は、皆さんのお手元に配布のとおりでございます。</p> <p>次に「会期の日程」をお諮り致します。令和3年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会の会期は、令和3年5月10日、本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>ご異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日1日限りと致します。</p> <p>次に日程2番、「議事録署名委員の指名について」を議題と致します。お諮りを致します。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第23条第2項の規定によりまして、議長において指名することにご異議はございませんか。</p> <p>(はい。の声。)</p> <p>異議なしと認めます。それでは議事録署名委員には1番の山下和子委員、そして3番の横川力委員、両名の方を指名致します。なお会議書記につきましては、事務局の方へお願いを致します。</p> <p>次に日程3番、報告事項に入ります。それでは報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を説明をしてください。</p> <p>報告事項第1号「賃貸借の解約等の通知について」を説明します。次のとおり、農地法第18条第6項及び同法施行規則第14条の3の規定により賃貸借の解約等の通知があったので、本委員会に報告するものです。</p> <p>番号1 権限の種類 農業経営基盤強化促進法、通知者賃貸人は、●●。賃借人は、鳥取市 株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——と、はわい長瀬——。地目はそれぞれ田。面積は、はわい長瀬——が 368 m<sup>2</sup>、はわい長瀬——が 915 m<sup>2</sup>。合意の成立日は令和3年4月4日。土地の</p>

<p>第 2 号 水田の畑地変換届について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>引き渡し日も同日であります。</p> <p>番号 2 権限の種類 農業経営基盤強化促進法、通知者賃貸人は、はわい長瀬●●。賃借人は、番号 1 と同じく 株式会社●●。土地の表示、はわい長瀬——と、はわい長瀬——。地目はそれぞれ田。面積は、はわい長瀬——が 972 m<sup>2</sup>、はわい長瀬——が 1,384 m<sup>2</sup>。合意の成立日は令和 3 年 4 月 4 日。土地の引き渡し日も同日であります。</p> <p>こちらの 2 件、先月報告させて頂きましたけれども、枝豆栽培を行っております株式会社●●と云うところがですね、耕作条件がやはり劣悪なために「申し訳ないけどもお返しをさせてください。」と云う事でお話があった案件でございます。以上であります。</p> <p>次に報告事項第 2 号「水田の畑地変換届について」を説明してください。</p> <p>報告事項 第 2 号「水田の畑地変換届について」を説明します。次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>(資料は 3-1 頁)</p> <p>番号 1 届出人は、田後●●。土地の所在 大字田後——。地目は田、面積 169 m<sup>2</sup>の内 80.2 m<sup>2</sup>。同じく田後——。地目は田、面積 81 m<sup>2</sup>の内 12.8 m<sup>2</sup>。</p> <p>平均盛土 50 cmで、本日の議案第 6 号で挙げております転用の事業と併せて盛土造成を行うのもであります。従って、畑地変換の着手は農地法第 5 条の許可日以降で、完了予定は令和 4 年 3 月 31 日でございます。</p> <p>頁をめくって頂きまして、3-1 が航空写真による位置図でございますが。旧北溟中学校の前になります。青く縁取りしている筆の内、赤斜線部分を盛土造成するものでございまして。その場所、畑地変換する場所から町道までの間部分は、宅地として 5 条転用の申請がされております。</p> <p>と云う事で、以上が報告事項第 2 号であります。</p>
<p>第 3 号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について</p>	<p>議長 事務局</p>	<p>はい。続いて報告事項第 3 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画」について。はい、説明をお願いします。</p> <p>報告事項 第 3 号「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に係る事業計画について」を説明します。次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 9 号及び同法施行規則第 29 条第 16 号に規定する中継施設等の設置に係る事業計画について、鳥取県中部総合事務所長から通知があったので報告するものです。</p>

		<p>(資料は 4-1 頁及び資料 1 の 18 から 21 頁)</p> <p>番号 1 届出人 東京都世田谷区 株式会社●●。土地の所在、大字門田——、地目は畑。面積が 693 m<sup>2</sup>の内 4 m<sup>2</sup>であります。携帯電話無線基地局でコンクリート柱と付帯設備を設置するものであります。工期は 4 月 26 日から 5 月 31 日。</p> <p>航空写真による位置図を次の頁に付けております。めくって頂いて 4-1 をお願いします。県道倉吉青谷線と JR が図面の右下の方に走っている所でありまして、届出のあった場所を赤く縁取りしております。無線基地局の設置場所は青丸を付けている付近になろうかと思えます。</p> <p>事業計画の資料につきましては、別添資料 1 の 18 頁の方を、お願いをできますでしょうか。資料 1 の 18 頁。18 頁は公図であります。右側が北、左側が南ですね。そして 19 頁が設置計画の平面図。20 頁が立面図。電柱みたいな先にアンテナが付いてと云う様な事なんですけども。そして最後 21 頁が設置後のイメージ図であります。ちなみに●●さんと云う方の農地を借りて建てると云う事で、●●様農地と云う風に書いてありますけれども。</p> <p>そう云う事で、中部総合事務所長の方に対して株式会社●●の担当部局から、この届出がありまして、中部総合事務所から農業委員会の方に「こう云う計画があります。」と云う事で通知があったものであります。以上でございます。</p> <p>はい。それでは以上で説明が終わりました。それでは一括して皆さんの方から、お尋ねがございましたら、どうぞお尋ねをしてください。はい、徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>報告事項第 1 号の、はわい長瀬の分なんです。担い手さんであります株式会社●●が、この田んぼを使って大豆を作っていたと云う事でございますが、今後、解約と云う事で、代わりがない訳ですけども。約 3 反 6 畝程ありますね。この田んぼを次に使う人って云うのは、決定はされてないですか。</p> <p>どうぞ。</p> <p>ただ今の質問につきましてお答えをさせていただきます。次の作り手と云うのは、計画は全く白紙でございます。ただ、●●さんの田んぼにつきましては、●●さんご本人が耕作をしていらっしゃいましたので。返されたと云う事は、ご自分で水田耕作をされる可能性が高いかなと思うんですけれども。もうお一方、●●さんの方の農地については、株式会社●●以前は全く耕作されずに保全管理の状態だったものですから。ちょっとこちらの方は、そもそも次の耕作と云うのはな</p>
	議長	
	徳岡推進委員	
	議長	
	事務局	

<p>4 議事 議案第 5 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p>	<p>徳岡推進委員 議長  (議長)  事務局</p>	<p>かなか、作り手と云うのは見つからないのではないかなと云う事で思っておりますし。また、耕作者を探すにしても、ちょっと条件が、やはり悪いものですから。機械が入り辛いですか、民家の隣であったりと云う事もありますので。ちょっと、保全管理をお願いする程度しか方法がないのかなと云う事で考えております。実際問題、●●さんも手に余ると云う事でございますので。担い手さんにお任せと云うのは、ちょっと期待ができない場所となっております。以上です。</p> <p>分かりました。ありがとうございます。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。</p> <p>それでは無い様でございますので、以上で報告を終わります。</p> <p>次に日程 4 番、議事に入ります。議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局より、説明をしてください。</p> <p>議案第 5 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は、長和田●●、譲渡人は、長和田●●。土地の所在 大字長和田——、地目は台帳・現況とも畑、利用状況畑、面積は 514 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 66 アールで、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 2 譲受人は、田後●●、譲渡人は、田後●●。土地の所在 大字田後——から田後——までの記載の 3 筆。地目は台帳・現況とも畑、利用状況は畑。面積は合計で 117 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 1.17 アールで、農業振興地域農用地区域外の、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 3 譲受人は、長和田●●、譲渡人は、米子市●●。土地の所在 大字長和田——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況畑、面積は 150 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 74 アール、売買による所有権移転であります。</p> <p>番号 4 譲受人は、小鹿谷●●、譲渡人は、小鹿谷●●。土地の所在 大字小鹿谷——。地目は台帳・現況とも畑、利用状況畑、面積は 749 m<sup>2</sup>。権利取得後の経営面積は 7.49 アールで、農業振興地域農用地区域外の、親子間の贈与による所有権移転であります。</p> <p>以上、申請につきましては農地法の下限面積を満たすものであり、労働力の状況、通作距離などを見ても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満た</p>
--	---	---



		<p>田後——でございます。現況地目は田、転用面積は合計 591 m<sup>2</sup>の内 499.11 m<sup>2</sup>。</p> <p>転用計画の用途は住宅用地。施設概要はアトリエ住宅であります。建築面積は 115.10 m<sup>2</sup>。借り人は、橋津●●。貸人は、田後●●。契約内容は、使用貸借による永年の権利設定であります。ちなみにこれは、親子間の貸し借りであります。</p> <p>立地基準の判定に係る農地区分は 第 3 種農地、区分決定根拠は 住宅等が連たんする区域内であります。許可根拠規定は第 3 種農地につき原則許可。都市計画区分は非線引きの都市計画区域内で、公共投資有でございます。</p> <p>事業内容は、住宅兼工房が 1 棟。来客用駐車場が 140 m<sup>2</sup>で、L 型擁壁 延長 36mを整備するものであります。農業振興地域整備計画において農用地除外済み。土地改良区の意見書と隣接耕作者の同意書が添付されております。</p> <p>頁をめくって頂き 6-1 が航空写真による位置図です。旧北溟中学校の南側で、報告事項「水田の畑地変換届」の隣接地であります。青線で囲った筆の内、赤斜線部分が申請地と云う事になります。</p> <p>それから、別添資料 1 でございます。1 頁目が現地の写真で、赤線で囲った部分がこの度の申請箇所であります。青線は筆の形状。赤の部分だけが転用と云う事になりますね。</p> <p>そして頁をめくって頂き 2 頁目が公図。3 頁目が求積図。筆の内、黄色い所を転用すると云う風で面積計算書であります。それから 4 頁目が土地利用計画図です。北溟中学校側が、駐車場がありまして、それからお家があって、と云う様な格好ですね。</p> <p>5 頁目が造成計画図であります。表土を 15 cmスキ取りし、駐車場箇所は約 50 cm、建築部分では約 1m の盛土を行います。次の頁 6 頁は L 型擁壁の設置計画図、7 頁は建物立面図、8 頁目は申請地周辺の上水道と公共下水道の管路図。9 頁が申請地周辺の農業用排水路の状況であります。</p> <p>資料 1、4 頁に戻って頂きまして、図面の左上に小っちゃい字で記載があるんですけども、汚水については町道側の公共下水道に接続。雨水につきましては、町道の道路側溝が排水路となっていますので、そちらへ排出する計画であります。</p> <p>以上、申請につきましては、周辺への土砂流出の恐れは無く、日照や通風に与える影響も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって、農地法第 5 条第 2 項各</p>
--	--	--

	<p>議長</p> <p>山本美代子委員</p>	<p>号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上であります。</p> <p>はい。以上で説明が終わりました。引き続き、現地確認委員による調査の報告をお願い致します。それでは7番の山本美代子委員から、現地報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。それでは現地確認の報告を致します。本日10時20分に会長、職務代理、清水委員、徳岡推進委員、事務局2名と私の合計7名で現地を確認して参りました。</p> <p>5条の分の報告ですけど、本冊の6-1をご覧ください。ここが現地です。道を挟んで向こう側に旧北溟中学校がございます。それで、周りも宅地化しておりますし、横の田んぼの所も水の便も問題無いですし。もう既に家が建つ計画で対応されていまして。先ほど事務局から説明がありましたとおり、宅地になっても問題が無い所ですし、認めても良いと考えています。以上です。</p>
	<p>議長</p> <p>横川委員</p>	<p>はい。以上で現地確認委員による報告を終わります。それでは、ただ今より質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。はい、どうぞ横川委員。発言してください。</p> <p>これは報告事項第2号にあった地目変換届の、隣接した所でありますよね。それで、農地区分としては第3種区分となっております。既にそこを見ても第3種区分で、農振から外されている状況であったでしょうか。それから、一部、変換届の畑地で利用すると云う形になるんですが、その第3種区分がずーっと、外されて今まで来てるかと云うのを、ちょっと教えて頂きたいです。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。お答えをさせていただきますが、まず畑地変換届の場所と、それから農地転用の場所って云うのは、資料1の3頁で改めてご確認を頂きたいんですけども。3頁、求積図と云う事で載せておりますが、黄色い所が、この度5条の転用の申請箇所でございます。そして畑地変換届が出ているのが、その色が塗ってない、括弧して畑って云う風に書いてある所。こちらが水田の畑地変換届で。</p> <p>転用事業で盛土をするんですけど、一体で地上げをすると云う事で畑地変換届が出ておるものであります。まずそこが、ご理解頂きたいと云う事。</p> <p>そして、もう一つ。第3種農地と云う事でお話があったんですけども。第3種農地と云うのは何の区分かと云うと、農地がどう云う状況の場所にあるかと云う、そう云う区分なんです。第3種農地って云うのは、説明の中にもありましたけれども、住宅とかが沢山建ってきておって相当数の街区、言ってみれば住宅街の広がり、結構な広がりがある場所であったり。或いは役場・駅等から300m以内の場所。高速道路のインターチェンジの300m以内の付近と云う様な場所は、</p>

	<p>横川委員 議長 横川委員 議長</p>	<p>大概の場合、色々な施設なんかできて来ますし、利便性が良かったりするので、街としての機能をそう云った所に集中して行こうと云う様な、そう云う事になっている場所ですよって云うのが第3種農地。</p> <p>そして第1種農地って云うのが、例えば羽合の田んぼ、10ha以上の農地の広がりの中にある農地ですよって云うのが第1種農地と云う事になります。</p> <p>それで、第1種・第2種・第3種の内、第2種って云うのが第1種と第3種の間と云う風な微妙な言い方になるんですけども。中途半端な部分であったり、或いは山の中にある農地で、ある程度点々とした農地の広がりはあるんだけども、基盤整備がされていない様な場所って云う様な所が第2種農地と云う様な表現になって参ります。</p> <p>一番問題なのは、第1種・第2種・第3種と云う農地の括りはあるんですけども、農業振興地域整備計画と云う町が定める計画の中で、農用地と云う指定がされているのか・いないのかと云う事によって、農地転用ができるのかできないのかって云う、そう云う判断がまず出て参ります。</p> <p>農地転用をする場合には基本的には全部、農業振興地域整備計画の農用地区分から除外、外れた所じゃないと農地転用はまず申請すら認めませんよと云う、そう云う事でありますので。</p> <p>第3種農地って云うのは、周りの状況が変わらなければ、ずっと以前から第3種農地であった訳です。第2種農地の様な所であっても、段々段々町の広がりが増えて来て、段々段々周りに家が建って来たよって云う状況が出てくれば、第2種農地から第3種農地と云うものによって変わって行くよと云う事もありますけども、そんなに簡単に第何種農地って云うのが、区分が変わると云う、そう云うものではないよと云う事でご理解を頂ければと思います。</p> <p>分かり難い説明かも知れませんが、概略としてはそう云う事で。第3種農地と云うのはあくまで住宅街が進行している場所と云う風にご理解ください。</p> <p>はい。ありがとうございます。</p> <p>横川委員は、質問、意味はこれで良い。大丈夫。</p> <p>はい。</p> <p>その他に質疑ございますか。それでは無い様でございますので、質疑は無しと認めます。</p> <p>質疑を終結致しまして、これより採決を行います。議案第6号「農地法第5条の規定による許可申請」に対する意見決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
--	------------------------------------	--

<p>議案第 7 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>す。</p> <p>《全員挙手》</p> <p>全員が挙手であります。従いまして「農地法第 5 条の規定による許可申請」については、原案のとおり意見決定を致します。</p> <p>次に議案第 7 号「非農地の現況証明について」を議題と致します。それでは事務局より説明をしてください。</p> <p>議案第 7 号「非農地の現況証明について」を説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願の提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 7-2 頁、資料 1 の 10 頁)</p> <p>番号 1 申請人は埴見●●。土地の所在 大字埴見——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 680 m<sup>2</sup>。長年管理されておらず原野化しているものであります。</p> <p>番号 2 申請人は埴見●●。土地の所在 大字埴見——。地目は台帳 畑、現況 原野、面積は 625 m<sup>2</sup>。こちらも番号 1 と同じく、長年管理されておらず原野化しているものであります。</p> <p>頁をめくって頂き、7-2 が航空写真による位置図でございます。JR を越えて埴見集落に至る間、途中の堤付近ですけれども、番号 1 と番号 2 が赤線、道ですね。道を挟んで並んでいる場所でございます。現地の写真は、別冊資料 1 の 10 頁でございます。赤い線で囲っている場所です。</p> <p>(資料は 7-3 頁、資料 1 の 11 頁)</p> <p>番号 3 申請人は、はわい長瀬●●。土地の所在 大字久留——から久留——までの議案書記載の 4 筆。すべて地目は台帳 田、現況 雑種地。面積はそれぞれ記載のとおりで、合計が 675 m<sup>2</sup>。相続する以前から長年に亘り農地として使用されておらず、駐車場等に利用されていると云う事でございます。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き 7-3。県道ベリの土地なんですけれども、赤色で囲って 4 筆並んでいる所ですね。それから現地の写真は、資料 1 の 11 頁でございます。線を一応は引いているんですけれども、何分現地に杭がある訳でもないの。こうやって、県道ベリから順番に筆が 4 つ並んでいると、そう云う様な状況でございます。</p> <p>そして議案書に戻って頂きまして 7-1 をお願い致します。</p>
---------------------------------	--------------------------	--

(資料は 7-4 頁、資料 1 の 12 頁)

番号 4 申請人は下浅津●●。土地の所在 大字下浅津——。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は 100 m<sup>2</sup>。昭和 63 年頃から倉庫を設置し、宅地の一部として使用しているものであります。

航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、7-4 でございます。左上に赤色で囲っていますが、宅地の一部になっているのが確認できるかと思えます。それから現地の写真につきましては、別冊資料 1 の 12 頁です。赤線で囲っている所がこの度の申請地と云う事になりますね。

(資料は 7-5 頁、資料 1 の 13 頁)

番号 5 申請人は国信●●。土地の所在 大字田畑——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 370 m<sup>2</sup>。同じく田畑——。地目は台帳 田、現況 雑種地、面積は 222 m<sup>2</sup>。

平成 5 年頃に埋め立てられて、以降重機と車両の置場として使用されていると云う事でございます。

現地の位置図につきましては 7-5 頁。湯梨浜学園の北側で町道と水路に挟まれた三角の土地でございます。現地の写真は、資料 1 の 13 頁です。13 頁ご覧頂けますでしょうか。ほんの三角形の土地。道ベリの三角形の土地ですね。一部分畑が見えるんですけども、そのほとんどが真砂土になっていると云う様な状況でございます。

(資料は 7-6 から 7-9 頁、資料 1 の 14 から 17 頁)

番号 6 申請人は千葉県我孫子市●●。土地の所在 大字川上——から川上——までの議案書記載の 6 筆。地目と面積はそれぞれ記載のとおりで、附記に記載のとおり、それぞれ数十年前から農地として利用されておらず、原野化或いは山林化しているものであります。なお、末尾の川上——につきましては、家屋に囲まれた土地であったため、数十年前から農地として利用されておらず、雑種地の状態であります。

航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、7-6 をお願いします。川上の場所が 3 か所に分かれておりまして、字●●が図面の右、字●●と字●●が中央、字●●が左上の赤色で囲っている場所であります。位置関係はそう云う事になりまして。次の頁からは 3 か所それぞれの詳細位置図を付けておりますけども。7-7 が字●●でございます。左上の方になるんですけども。赤い色で囲っております。それから 7-8 が字●●と字●●ですね。字●●と云うのが中央付近。そこは平坦な所になるんですけども、字●●の方は山の丘陵部分と云いますかね、尾根に近い様な場

	<p>議長</p> <p>清水委員</p>	<p>所でございます。それから、最後、7-9 頁が字●●であります。</p> <p>そして、議案書の方に戻って頂いてですね。議案書 7-1。川上の部分の現況地目が原野と山林・雑種地とあります。山林につきましては、これは固定資産税の課税部局の方が現況地目と云う事で山林と云う事でね、川上——については原野じゃなくて山林としてあるものですから、そちらの方を活かして、山林と云う事で現況地目を付けさせて頂いておりますけども。概ね川上——と同じような状況なんですけども。ちょっとそれで、現況地目に違いがあると云う事はご了解を頂きたいと思います。説明は以上であります。</p> <p>以上で説明が終わりました。引き続きまして、現地確認委員による調査報告をして頂きます。それでは案件番号 1 番と 2 番は、これは関連しておりますので、一括して 9 番清水委員の方から現地確認の報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>今日の 10 時 20 分から、先ほど山本委員が言われたとおり 7 名で現地確認に行ってきた。非農地の 1 番と 2 番について説明させて頂きます。</p> <p>議案書の 7-2 を見てください。事務局が説明しましたが、JR 山陰線から南側に入って、部落の中ほどにあります赤い線で囲ってある 2 箇所です。2 人の申請なんですけども、隣同士。赤い印の所が申請地です。</p> <p>別冊の、資料 1 の 10 頁を見てください。埴見——と埴見——は右左に接しております。手前の方は 2 本大きな木が生えていますし、奥の方はどちらも竹林になっていまして。長年使われていなくて原野化しておりますので、非農地として差し支えないと思います。以上です。</p> <p>それでは次に、案件番号 3 番。この案件をですね、13 番徳岡推進委員より報告をして頂きます。お願いします。</p> <p>はい。そうしますと本冊の 7-3 頁を見て頂ければと思いますが。ここの場所はですね、見て分かりますとおりに、昔の●●医院さん。医院に隣接している土地でありまして、筆数は沢山に分かれておりますが。数十年も前からですね、駐車場として利用されていた土地で、周りには何も作っている様な所はありません。ここを真砂土で敷き詰めてありますので、農地として復元することは困難でありますし、非農地として認めることには問題は無いと思います。以上です。</p> <p>議長</p> <p>山本美代子委員</p>
	<p>議長</p> <p>山本美代子委員</p>	<p>はい。次に案件番号 4 番の、この案件を 7 番の山本委員より報告をして頂きます。</p> <p>それでは 4 番の現地確認の状況を発表します。</p>

	<p>議長 清水委員</p>	<p>本冊の方は 7-4 ですね。そちらの方に位置図がありまして。そして資料の方は 12 頁をご覧ください。ここは昭和 63 年頃から倉庫。手前の方に母屋が、住宅がありまして。奥の方に倉庫を建設しておられて、宅地の一部として使っておられたと云う事です。12 頁の写真を見て頂くと、宅地なのに地目が畑で残ってしまっていたのを、今回実態に合った宅地にされると云うもので、問題は無いと云う事で見参りました。以上です。</p> <p>はい。次に番号 5 番の案件を、9 番の清水委員より、現地報告をお願い致します。</p> <p>田畑の、案件番号 5 番の説明をさせていただきます。</p> <p>本冊の 7-5 をご覧ください。湯梨浜学園が、下の方にあります赤瓦の建物が湯梨浜学園です。その近くに、赤色で囲った場所が申請地であります。資料 1 の 13 頁をご覧ください。写真を見て頂いたら分かると思いますけど、駐車場になっておりまして。ここに行ってみたんですけども、●●建設のクレーン車が停まっている様な感じで、既に駐車場として使われていますので、非農地として差し支えないと思います。以上です。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。それでは次に、番号 6 番の案件でございますが、この案件を 13 番の徳岡推進委員の方から現地確認の報告をしてください。</p>
	<p>徳岡推進委員</p>	<p>はい。そうしますと、最後の 6 番で、筆数がですね、6 筆ありまして。上の字●●と字●●・字●●、字●●と、こう、三つに分けて見ますとですね。本冊の 7-6 に一覧があります。一番右の端にありますのが、事務局が説明したとおりで字●●。真ん中処にあるのが字●●・字●●。7-7 になりますが、これが字●●と云う説明で。</p> <p>資料の方を見ますとですね、資料の 14 頁からです。地主さんは千葉県の方で。相続で千葉県の方になっておりまして、誰もこの該当の所には住んでおられないと云う事もありますし、数十年前から農地として利用されていなくてですね、これを農地に復元をしましてもですね、作る人がいないと云う事で。非農地として認めることには問題は無いと思います。以上でございます。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。以上で現地確認委員による報告を終わります。</p>
	<p>山本正義推進委員 議長</p>	<p>それではただ今より一括して質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>ちょっと聞いて見ようかな。</p>
	<p>山本正義推進委員</p>	<p>はい。山本推進委員、どうぞ発言をしてください。</p> <p>田畑の案件ですが、これは以前は。非農地で出てるんだけど、前から埋め立ててあった訳だけ</p>

	<p>議長 事務局</p>	<p>ど、以前は何になってただろうか。この度非農地に申請してるけど。 それでは説明をしてください。</p> <p>7-1の整理番号5番の田畑の案件ですけども、申請によりますと平成5年頃に埋め立てをしてと云う事で届出がしてあります。ちょっとね、それで自分も、ここは特に把握をしている訳ではなくて。少なくともその土地を認識した時点で、今の使われ方をしている状態でした。認識したと云うのが、あまりそこを通る機会は無かったんですけども、10年近く前から子供の送り迎えとかで通ることがあるんですけども。その所は当時からそうになっておりましたので、何とも言えないです。</p> <p>少なくとも、現状と、それから登記地目の整理をきちんとされたいと云う事で、この度非農地証明願いが出来たと云う事で思っておりますけども。それ以上の事は何とも言えないです。分かりません。</p>
	<p>議長 山本正義推進委員</p>	<p>はい。と云う説明でございますが、如何なものでございませうか、山本推進委員。良いですか。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>その他に質疑はございますか。</p>
	<p>議長</p>	<p>ちょっと聞いて見ようか。</p>
	<p>議長</p>	<p>どうぞ発言してください。</p>
	<p>河井推進委員</p>	<p>すみません。この6番、千葉の方からね、こう云う人がね、申請するのはどうですか。これはもう、電話連絡とかでされる訳ですか。こう云うのは多分来てないと思うんだよな。分からないけど、事務局じゃないと。こう云うものの申請、どう云う風にされるのかなと思って。こう云う時に。どう云う様な事でこの申請が出たのか聞きたいなと思って。</p>
	<p>議長</p>	<p>はい。じゃあ説明を。</p>
	<p>事務局</p>	<p>はい。整理番号6番の、申請に至る経過も含めてご説明をさせていただきますけれども。</p> <p>この申請人は、先般相続をされました。相続する以前は、川上の方の名義だったんですけども。その方がお亡くなりになられて、家を継ぐ人が誰もいないと云う事で、その親族の方として、ある意味やむなく申請人が相続をされた。相続はしたんですけども、でも「処分をしたいし。」と云う事も含めて。持っても困りますから、千葉の方ですので。相談があった中で、現状がそもそも農地としての形状をなしていないと云う事がありましたので、「では非農地証明願いを</p>

	<p>河井推進委員 議長</p> <p>中村推進委員 議長</p> <p>中村推進委員 議長 事務局</p>	<p>されてみませんか。」と云う事でアドバイスをさせて頂きました。</p> <p>申請にあたっては、代理人が手助けをしている状態でございます。以上です。</p> <p>はい、分かりました。</p> <p>その他にお尋ねはございますか。それでは、お尋ねは良いですかね。中村推進委員は何かあるかな。</p> <p>じゃあ一つ。</p> <p>どうぞ、発言してください。</p> <p>今、相続の件の話があったので、ちょっと聞きたいんですけどね。うちにも「田んぼはいらない」と。「誰か貰ってくれないか」と。それでも引き取り手はいないと。そのうちに年を取って亡くなられたと。相続人もいないと云う様な田畑と云うのは、どう云う処理になるんですか。</p> <p>はい。それでは説明を。</p> <p>はい。相続人がいないと云うか、分からない状態と云うのが第一だと思うんですけども。基本的に相続って云うのは、子供・孫と云う事で下に行くんですけども。結婚されておらずに、子供・孫が当然ないって云うケースで、誰が相続するのか訳が分からなくなっちゃうって云うのがほとんどじゃないかなと思うんですけども。そう云った場合は一回親の代に戻りまして。ただ親も死んじゃってますから、もし兄弟があればそれで、兄弟が相続人になって行くんですよ。</p> <p>それで、兄弟が結婚しておられて、亡くなられた方からすると甥・姪がいる場合には、そこまで行くことはあります。ですので、甥御さん姪御さんが相続人になるって云う。兄弟さん或いは甥っ子姪っ子が相続人になるって云う風なケースが稀にあると云う事になるんですけども。</p> <p>それでも、そう云った方も無い方も、中にはあります。本当に相続人が無い場合には、どうなるのかと云ったら、それは財産は国の帰属になるんですけども。ただ、色々、どうなるかと云うのは、実務上はちょっと見えてこないものがありまして。</p> <p>この間、国の方でもですね、土地等の相続の義務化と云う事が、法律が確か通ったと思います。亡くなってから3年内で相続登記をなささいよと云う風な事で、義務規定ができたやに新聞報道で見た様に記憶しているんですけども。</p> <p>そう云う事があるのと、それから相続人はいても、相続人が「相続放棄します。」と云う事もあります。相続放棄と云うのもちょこちょこありますので、そう云った土地もどうなるかと云う</p>
--	--	---





5 その他	<p>議長 山田委員 議長 山田委員 議長 事務局</p> <p>議長 山田委員 議長</p> <p>(議長) 事務局</p>	<p>はい。以上で説明を終わります。それでは皆さん、質疑はございますか。 ちょっと、はい。聞いて見ます。 どうぞ山田委員、発言してください。 4番目の養鶏の所なんですけど。現在駅裏の辺に何かある、あそこの所かな。 説明してください。 ただ今のご質問は、園の駅の裏の方の、田んぼをずっと行った先に養鶏、今もやっておられるんだけども、その場所に追加かな。と云うご質問でございました。 まさしくご質問のとおりで、今ある場所を、面積を増やしたいと云う事で、こうやって地主さんに土地を借りる算段ができましたので、この度出て来たものでございます。ご指摘のとおりです。 山田委員、良いですか。 はい。 はい。皆さんの方からお尋ねはございますか。無い様でございます。質疑は無しと認めます。これで質疑を終わります。 採決を行います。議案第8号「農用地利用集積計画」の整理番号2番以外の決定について、原案のとおり認めることに賛成の委員は、挙手をお願い致します。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって議案第8号「農用地利用集積計画の決定について」は、原案のとおり意見決定を致しました。以上で議事を終わります。 その他に入ります。括弧1番、6月定例総会の日程について。それでは説明してください。 ○ 6月定例総会の日程について 6月10日(木)午後3時から ○ 湯梨浜町過疎地域とみなされる区域に係る持続的発展計画策定委員会(仮称)委員の推薦について 泊地域担当 谷岡貞幸 委員を推薦決定 ○ 「令和2年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」、並びに「令和3年度目標及びその達成に向けた活動計画」について</p>
-------	---	--

<p>6 閉会</p>	<p>議長</p>	<p>「点検・評価」並びに「計画」 原案決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の数値目標等の修正について 2020 農林業センサスの確定値公表に基づき目標数値を見直し 原案決定</li> <li>○ 本総会終了後の「研修」と「部会の協議」について 研修 全国農業会議所作成 youtube 動画 視聴 協議 「農地対策部会」・「農政・担い手部会」：令和3年度の活動計画検討</li> </ul> <p>以上を持ちまして、令和3年度第2回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会と致します。どうぞ ご苦勞様でした。</p> <p style="text-align: center;">(閉会 午後3時35分)</p>
-------------	-----------	--